【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月13日
【四半期会計期間】	第95期第２四半期（自 平成24年７月１日 至 平成24年９月30日）
【会社名】	東京特殊電線株式会社
【英訳名】	TOTOKU ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　立川 直臣
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目１番11号
【電話番号】	03(5860) 2121
【事務連絡者氏名】	経理部長　　古幡 篤司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目１番11号
【電話番号】	03(5860) 2121
【事務連絡者氏名】	経理部長　　古幡 篤司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第94期 第２四半期連結 累計期間	第95期 第２四半期連結 累計期間	第94期
会計期間		自平成23年 ４月１日 至平成23年 ９月30日	自平成24年 ４月１日 至平成24年 ９月30日	自平成23年 ４月１日 至平成24年 ３月31日
売上高	（百万円）	12,801	10,246	26,899
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△325	152	△314
四半期純利益又は四半期（当期）純損失（△）	（百万円）	△1,106	383	△3,192
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	△519	238	△2,568
純資産額	（百万円）	2,656	4,618	4,424
総資産額	（百万円）	21,997	20,501	21,736
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期（当期）純損失金額（△）	（円）	△25.07	5.64	△71.92
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	―	4.41	―
自己資本比率	（%）	8.8	19.4	17.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	227	1,473	1,087
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	696	△521	348
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△693	△487	△196
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	3,106	4,548	4,064

回次		第94期 第２四半期連結 会計期間	第95期 第２四半期連結 会計期間
会計期間		自平成23年 ７月１日 至平成23年 ９月30日	自平成24年 ７月１日 至平成24年 ９月30日
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）	（円）	△8.16	2.53

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には消費税等は含んでおりません。

３．第94期第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、１株当たり四半期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第94期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間おいて、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

前事業年度の有価証券報告書における事業等のリスク「⑤借入金の財務制限条項について」に記載した財務制限条項が付された借入金についてのリスクは、平成24年６月29日付でシンジケート方式による金銭消費貸借契約に基づく借入金を完済したことにより消滅しております。

２【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年８月31日開催の取締役会において、当社のハードディスクドライブ用コイル加工事業を会社分割により、新たに設立する合同会社ベルトン・トウトク・テクノロジー（以下「BTT」）へ承継することを決議いたしました。

また、Belton Storage Solution Limited（以下「Belton」）、Beltonの完全子会社であるBELTONTOTOKU Technology Limited（以下「BVI」）及びBVIの完全子会社であるBELTONTOTOKU Technology（HK）Limited（以下「HK Co」）との３社間で締結したContribution Agreementに基づき、BTTの持分及び当社の子会社であるTotoku Philippines,Inc.（以下「TTP」）の株式の全てをBVIの指名を受けたHK Coに譲渡し、その対価としてBVIから新たな株式の発行を受けるとともに、当社とBeltonとの間でJoint Veture Deedを締結することを併せて決議いたしました。

Ⅰ．会社分割の概要は次のとおりであります。

(1) 会社分割の目的

本事業の事業環境の変化は激しく、業界再編は急速に進展しておりハードディスクドライブメーカー同様にハードディスクドライブ用コイル加工品メーカーも寡占化が進んでおり、その環境変化に対応するため、BTTの設立とBeltonとのJoint Venture Deedを締結し、当社がBVIへ出資（出資比率39%）することによってBeltonと当社が共同で本事業の運営を行うことによるものです。当社は本事業の運営に当面関与しますが、３年後を予定としてBVI株式の全てをBeltonに売却して事業運営をBeltonへ全面移管することを予定しております。

(2) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、BTTを承継会社とする簡易新設分割

(3) 分割期日

平成24年11月１日

(4) 分割に際して生じる持分割当

BTTは、そのすべての持分を当社に割当てます。

(5) 分割するハードディスクドライブ用コイル加工事業の経営成績

当第２四半期累計期間に係る売上高 822百万円

(6) 分割する資産、負債の状況（平成24年10月31日現在）

固定資産３百万円 固定負債132百万円

(7) BTTの概要

代 表 者	東京特殊電線株式会社
所 在 地	新潟県柏崎市藤井西沖1287-2
資 本 金	０百万円（平成24年11月１日現在）
事業内容	ハードディスクドライブ用アクチュエーターブロックアッセンブリーの開発・販売

Ⅱ．株式交換の概要は次のとおりであります。

(1) 交換の内容等

Belton、BVI及びHK Coとの間で締結したContribution Agreementに基づき、平成24年11月１日において、BVIから新たな株式の発行を受け、BTTの持分及びTTPの株式の全てをBVIの指名を受けたHK Coに譲渡いたしました。

(2) 交換相手方の名称と概要

Beltonの概要

名称	Belton Storage Solution Limited
所在地	P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
代表者の役職・氏名	取締役 Chan Ho Yin, Howard
事業内容	投資会社
設立年月日	平成21年11月17日
大株主及び持株比率	Belton Technology Holdings (BVI) Limited 100%

BVIの概要

名称	BELTONTOTOKU Technology Limited
所在地	P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
代表者の役職・氏名	取締役 Chan Ho Yin, Howard
事業内容	投資事業
資本金	1,000(米)ドル
設立年月日	平成24年７月10日
出資比率	Belton 100%

HK Coの概要

名称	BELTONTOTOKU Technology (HK) Limited
所在地	Units 4-6, 12th Floor, Block B, Vigor Industrial Building, 14-20 Cheung tat Road, Tsing Yi, New Territories, Hong Kong
代表者の役職・氏名	取締役 Chan Ho Yin, Howard
事業内容	投資事業
資本金	1(香港)ドル
設立年月日	平成24年７月10日
出資比率	BELTONTOTOKU Technology Limited 100%

(3) 交換の条件及び交換後の持分比率等

当社所有のBTT持分（保有割合100%）とTTP株式（保有割合100%）のすべてをHK Coに譲渡し、その対価としてBVI株式を譲受け、交換後はBVI株式の39%を当社保有することとなります。これにより、連結子会社であるBTT及びTTPが持分法適用関連会社となるとともに、BVIとHK Coが新たに持分法適用関連会社となります。

なお、BTTの持分及びTTPの株式の対価となるBVIの株式は、１株当たり1,000（米）ドルで8,335株譲り受けます。

（4）持分変動損益の概算額

連結子会社であったBTT及びTTPにかかる持分変動損益が当第３四半期連結会計期間において発生する見込でありますが、損益に及ぼす影響は軽微であります。

（5）セグメント情報の開示において連結子会社から持分法適用関連会社となる２社が含まれていた区分の名称、及び当該２社の当第２四半期連結累計期間における損益の概算額

光・電線・デバイス事業

売 上 高：1,095百万円

営業利益：　 38百万円

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第２四半期連結累計期間における経済情勢は、欧州での政府債務危機による財政不安が依然として予断を許さない状況にあり、また中国など新興国の経済成長の鈍化等により世界経済の減速が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境の中、当社グループは、利益体質への変革を図るべく、前期より不採算事業・不採算製品からの撤退を行い、一方で特長ある技術開発力を活かした製品の開発、品質向上、原価低減策及び固定費削減を推進してまいりました。さらに、業界再編が急速に進むハードディスク業界において大手競合他社に対抗していくリスク、事業環境の変化によるリスクを勘案して、当社グループの主要事業の一つであるハードディスク用コイル加工品事業を会社分割により子会社化し、フィリピンとタイにある同事業を行う子会社と併せて、業界大手の、香港を拠点とするBeltonグループと合弁事業とする事を決定いたしました。

当第２四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高は、光関連事業からの撤退及びタイの製造子会社の洪水被害による操業一時停止等の影響により、前年同期比25億５千５百万円減少し102億４千６百万円となりました。

営業損益は、不採算事業・不採算製品からの撤退と原価低減策を推進し、損益改善に取り組んだことにより、前年同期比４億５千９百万円好転し２億５千５百万円の営業利益となりました。

経常損益は、営業損益が好転したことに加え、有利子負債の圧縮により支払利息が４千８百万円減少したこと等により、前年同期比４億７千７百万円改善好転し１億５千２百万円の経常利益となりました。

四半期純損益は、前期は、関係会社株式売却損５億円及び事業構造改革費用１億４千８百万円等を特別損失に計上いたしましたが、今期はタイの洪水被害による損失１億９千８百万円、事業構造改革費用１千４百万円等の計上に止まり、特別利益としてタイの洪水被害に対する保険金収入４億８千１百万円及び固定資産売却益１億２千２百万円を計上したことから前年同期比14億８千９百万円好転して３億８千３百万円の四半期純利益となりました。

セグメントの業績は以下の通りであります。

（光・電線・デバイス）

ケーブル・配線材は、ノートパソコンの変圧器に使用される三層絶縁電線の売上が堅調で、鉄道ケーブルは第２四半期に入り増加しましたが、センサー用の光コード、通信ケーブル及び一般ケーブルの受注量は減少しました。

ヒータ関連製品は、自動車向けのシート用ヒータ、また配線材としてのプリンター用フレキシブルフラットケーブルの好調は継続しており、売上及び利益に貢献しました。

線材加工品は、半導体検査治具に使用されるコンタクトプローブの売上は減少し、光ピックアップレンズの懸架に使用されるサスペンションワイヤも家電業界の低迷により減少しました。

ハードディスクドライブ用コイル加工品は、タイの製造子会社の洪水被害による操業一時停止及び一部工場縮小、並びにパソコン市場の低迷により売上高は大幅に減少しましたが、フィリピンの製造子会社の生産は前年同期と同水準を維持し関連部品の内製化によるコストダウン効果により損益面では大幅に好転しました。

この結果、光・電線・デバイス全体では、売上高は、前年同期比25億８千７百万円減少して73億４千２百万円となりましたが、セグメント損益は、前年同期比４億３千４百万円好転して３億５千２百万円の利益となりました。

（情報機器）

医用画像表示用高精細ディスプレイは、北米及び欧州向けは継続的な円高の影響及び欧州の政府債務危機による全般的な需要低下により売上高は減少し、今後の伸長が見込まれるアジア向けも低迷しましたが、国内市場は前年同期に比較して同水準の売上高を確保しました。また、主として国内市場向けの産業用ディスプレイは、ほぼ横ばいの状態で推移しました。

自動車用基板加工は、震災復興による需要の増加並びにエコカー補助金制度により自動車産業の生産が拡大し、売上高は増加しました。

損益面においては、自動車用基板加工は受注増加により好転したもののディスプレイの売上高減少が大きく影響し損益を圧迫しました。

この結果、情報機器の売上高は、前年同期比４千８百万円増加して24億２千９百万円となりましたが、セグメント損益は、前年同期比１千９百万円好転し１千３百万円の損失となりました。

（その他）

運送事業において、売上高は、倉庫収入が若干増加したものの輸送量の減少により前年同期比１千６百万円減少して４億７千４百万円となりましたが、輸送効率の改善及び経費削減等、コスト低減策の実施によりセグメント損益は、前年同期比１千５百万円好転して７百万円の利益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、45億４千８百万円となりました。

当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は14億７千３百万円（前年同四半期連結累計期間は２億２千７百万円の獲得）となりました。これは主に仕入債務の減少額12億８百万円がキャッシュ・フロー減少要因として発生しましたが、税金等調整前四半期純利益５億３千万円、売上債権の減少額11億４千７百万円、保険金収入による受取額９億３千万円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は５億２千１百万円（前年同四半期連結累計期間は６億９千６百万円の獲得）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出６億３千８百万円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は４億８千７百万円（前年同四半期連結累計期間は６億９千３百万円の使用）となりました。これは主に長期借入金返済による支出26億６千５百万円、短期借入金の純増減額22億３千６百万円などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第２四半期連結累計期間における研究開発費活動の金額は、１億６千万円であります。

なお、当第２四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	176,000,000
A種優先株式	1,850
計	176,001,850

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成24年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成24年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	68,087,883	68,087,883	東京証券取引所市場第一部	単元株式数1,000株
A種優先株式（当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	1,850	1,850	非上場	単元株式数１株（注）
計	68,089,733	68,089,733	―	―

（注）１.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

①修正の基準

東京証券取引所の終値（先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の終値の平均値）の90%

②修正の頻度

平成27年９月30日以降の毎年３月末日及び９月末日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①取得価額の下限

当初取得価額である平成27年３月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の50%に相当する額

②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

なし

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

２．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

３．A種優先株式の内容は次のとおりであります。

１ 剰余金の配当

(1) A種優先期末配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いをするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)の配当をする。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当するものとする(以下、当社が上記の規定に従い期末配当金としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払う額を「A種優先期末配当金」という。)。

(2) A種優先配当年率

A種優先配当年率＝日本円TIBOR(６ヶ月物)＋1.0%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(６ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(６ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR６ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(６ヶ月物)に代えて用いるものとする。

但し、日本円TIBOR(６ヶ月物)＋1.0%が10%を超える場合には、A種優先配当年率は10%とする。

(3) A種優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先配当基準金額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金及びA種優先中間配当金の他は、剰余金を配当しない。

２ 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式１株につき、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

３ 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

４ 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求期間

平成27年４月１日以降平成37年３月30日までとする。

(2) 取得価額

当初取得価額は、平成27年３月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下同様とする。)とし、平成27年３月31日に終値のない場合には、平成27年３月31日に先立つ直近の終値とする。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年９月30日以降、毎年３月末日及び９月末日(但し、同日が営業日でない場合には、その前営業日とし、以下「修正基準日」という。)に当該修正基準日における時価(以下に定義される。)の90%(円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)に相当する額に修正される(以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。

但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額(但し、下記④に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目(以下本(3)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日(以下本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とし、時価算定期間のいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求がなされた日(同日を含む。)までの間に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額等の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりその時点において適用される取得価額、下限取得価額及び上限取得価額(以下「取得価額等」という。)を調整する。但し、本(4)は、現にA種優先株式を発行している場合に限り適用される。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額等は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額等を調整する。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額等調整式」という。)により取得価額等を調整する。調整後取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当て係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}\right) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}\right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額等の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額等の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額等の調整を必要とするとき。

② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額等の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額等調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額等を適用する日に先立つ45取引日目(以下本(d)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)とし、そのいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。

(e) 取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額等と調整前取得価額等との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額等の調整はこれを行わない。

５．普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に前項、第15項に定める取得請求権の行使又は次項に定める取得条項の発動のなかったA種優先株式の全部(但し、当社によって保有されるものを除く。)を、A種転換請求期間の末日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、A種転換請求期間の末日にA種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

６．金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、平成28年４月１日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価取得日」という。)が到来することをもって、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して金銭対価取得日の30営業日以上60営業日前に書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、取得の対象となるA種優先株式が金銭対価取得日に当社以外の者に保有されていることを条件として、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 (3)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

なお、金銭対価取得日の決定後も金銭対価取得日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

(2) 日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行(国際財務報告基準その他の公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを含み、以下総称して「会計基準等」という。)の適用(当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用を義務づけられたために当該会計基準等を適用する場合であるか、当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用が許容されたため当社が任意に当該会計基準等を適用した場合であるかを問わない。)により、当社が当社の連結財務諸表(連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項に定める財務諸表をいう。)における連結貸借対照表上、又は財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項に定める財務諸表をいう。)における貸借対照表上、A種優先株式を純資産として計上することができなくなった場合にも、(1)と同様とする。

(3) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式１株につき、その払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に1.1を乗じて得られる額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に属する４月１日(当日を含む。)から当該金銭対価取得日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得日が属する事業年度において支払われた、又は第９項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

７．金銭を対価とする取得請求権

(1) A種優先株主は、平成28年４月１日以降いつでも、当社に対し、30営業日以上60営業日前に書面による通知(以下本項において「事前通知」という。)を行うことにより、事前通知内で取得日(営業日に限る。以下「金銭対価取得請求日」という。)を指定した上で、金銭対価取得請求日の到来及び金銭対価取得請求(以下に定義する。)の対象となるA種優先株式を金銭対価取得請求日に保有していることを条件として自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる(かかる請求を、以下「金銭対価取得請求」という。)。なお、事前通知後も金銭対価取得請求日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第２項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主に対して、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に属する４月１日(当日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額（円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切上げる。）を加えた金額から、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度において支払われた、又は第９項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額に、取得請求に係るA種優先株式の数を乗じた金額を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合には、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 金銭対価取得請求受付場所

東京都港区新橋六丁目１番11号
東京特殊電線株式会社

(3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求日に発生する。

８．金銭を対価とする取得条項と金銭を対価とする取得請求権の優先順位

前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式に係る金銭対価取得日と金銭対価取得請求日が同日であり、かつ前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式が重複する場合には、当該取得の対象となるA種優先株式のうち重複するA種優先株式については、第14項の定めにかかわらず第14項に基づく取得は行われず、第15項に基づく取得のみが行われるものとする。

９．株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

10. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

11. 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

12. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成24年９月30日	―	68,089,733	―	1,925	―	901

（６）【大株主の状況】

平成24年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目２番３号	38,472	56.50
株式会社みずほ銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区内幸町一丁目１番５号 （東京都中央区晴海一丁目８番12号）	2,015	2.96
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号	1,497	2.20
高橋 祐子	神奈川県横浜市戸塚区	780	1.15
住友生命保険相互会社 （常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	東京都中央区築地七丁目18番24号 （東京都中央区晴海一丁目８番11号）	554	0.81
朝日生命保険相互会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町二丁目６番１号 （東京都中央区晴海一丁目８番12号）	472	0.69
東特塗料株式会社	東京都墨田区亀沢四丁目５番６号	452	0.67
森川 憲三	東京都中野区	410	0.60
株式会社損保ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	358	0.53
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	355	0.52
計	―	45,366	66.63

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、下記のとおりであります。

平成24年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目２番３号	38,472	56.75
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区内幸町一丁目１番５号（東京都中央区晴海一丁目８番12号）	2,014	2.97
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号	1,497	2.21
高橋 祐子	神奈川県横浜市戸塚区	780	1.15
住友生命保険相互会社（常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	東京都中央区築地七丁目18番24号（東京都中央区晴海一丁目８番11号）	554	0.82
朝日生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町二丁目６番１号（東京都中央区晴海一丁目８番12号）	472	0.70
東特塗料株式会社	東京都墨田区亀沢四丁目５番６号	452	0.67
森川 憲三	東京都中野区	410	0.60
株式会社損保ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	358	0.53
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	355	0.52
計	―	45,364	66.91

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成24年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,850	―	（注）１
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　110,000	―	―
完全議決権株式（その他）（注）２	普通株式 67,796,000	67,796	―
単元未満株式 （注）３	普通株式　181,883	―	―
発行済株式総数	68,089,733	―	―
総株主の議決権	―	67,796	―

（注）１　A種優先株式の内容は、（１）株式の総数等 ②発行済株式（注）に記載しております。

２　「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義株式1,000株（議決権１個）が含まれております。

３　「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式227株が含まれております。

②【自己株式等】

平成24年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 東京特殊電線株式会社	東京都港区新橋六丁目１番11号	110,000	―	110,000	0.16
計	―	110,000	―	110,000	0.16

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成24年７月１日から平成24年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成24年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,281	4,774
受取手形及び売掛金	6,136	5,005
たな卸資産	※3 1,669	※3 1,978
繰延税金資産	32	37
その他	1,650	692
貸倒引当金	△26	△25
流動資産合計	13,744	12,461
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,607	9,579
機械装置及び運搬具	11,675	11,774
工具、器具及び備品	3,374	3,553
土地	2,253	2,260
その他	326	318
減価償却累計額	△20,944	△20,975
有形固定資産合計	6,292	6,510
無形固定資産	87	82
投資その他の資産		
投資有価証券	1,309	1,124
繰延税金資産	49	55
その他	303	317
貸倒引当金	△50	△50
投資その他の資産合計	1,612	1,446
固定資産合計	7,992	8,039
資産合計	21,736	20,501

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成24年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,522	3,322
短期借入金	3,140	5,396
1年内返済予定の長期借入金	3,269	1,602
未払法人税等	89	158
未払費用	910	844
事業構造改革引当金	33	47
その他	565	606
流動負債合計	12,529	11,977
固定負債		
長期借入金	2,016	1,149
環境対策引当金	1,076	1,076
退職給付引当金	1,427	1,488
その他	262	191
固定負債合計	4,782	3,905
負債合計	17,311	15,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,925	1,925
資本剰余金	4,073	901
利益剰余金	△1,303	2,251
自己株式	△20	△20
株主資本合計	4,674	5,057
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△16	△178
為替換算調整勘定	△939	△904
その他の包括利益累計額合計	△956	△1,082
少数株主持分	706	643
純資産合計	4,424	4,618
負債純資産合計	21,736	20,501

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)
売上高	12,801	10,246
売上原価	11,423	8,532
売上総利益	1,378	1,714
販売費及び一般管理費	※1 1,582	※1 1,459
営業利益又は営業損失（△）	△204	255
営業外収益		
受取利息	6	4
受取配当金	28	14
持分法による投資利益	36	17
その他	42	46
営業外収益合計	114	83
営業外費用		
支払利息	166	118
為替差損	49	44
その他	18	23
営業外費用合計	235	186
経常利益又は経常損失（△）	△325	152
特別利益		
固定資産売却益	※2 2	※2 122
保険金収入	―	※3 481
事業譲渡益	45	―
投資有価証券売却益	6	―
関係会社株式売却益	4	―
持分変動利益	2	―
その他	2	―
特別利益合計	63	603
特別損失		
固定資産除却損	15	11
災害による損失	―	※4 198
事業構造改革費用	※5 148	※5 14
関係会社株式売却損	※6 500	※6 ―
減損損失	7	―
特別損失合計	671	225
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△933	530
法人税、住民税及び事業税	145	65
過年度法人税等	―	※7 66
法人税等調整額	6	△2
法人税等合計	152	129
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△1,086	401
少数株主利益	20	17
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△1,106	383

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△1,086	401
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△196	△197
為替換算調整勘定	△0	35
持分法適用会社に対する持分相当額	763	△0
その他の包括利益合計	567	△162
四半期包括利益	△519	238
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△498	256
少数株主に係る四半期包括利益	△20	△18

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△933	530
減価償却費	429	329
減損損失	7	―
退職給付引当金の増減額（△は減少）	69	60
受取利息及び受取配当金	△35	△18
支払利息	166	118
持分法による投資損益（△は益）	△36	△17
有形固定資産売却損益（△は益）	△2	△122
有形固定資産除却損	15	11
保険金収入	―	△481
災害による損失	―	198
事業構造改革引当金の増減額（△は減少）	△2	14
事業構造改革費用	148	14
投資有価証券売却損益（△は益）	△6	―
関係会社株式売却損益（△は益）	496	―
事業譲渡損益（△は益）	△45	―
売上債権の増減額（△は増加）	665	1,147
たな卸資産の増減額（△は増加）	△58	△299
仕入債務の増減額（△は減少）	58	△1,208
その他	△412	498
小計	524	776
利息及び配当金の受取額	34	17
利息の支払額	△160	△125
保険金収入による受取額	―	930
災害による損失に伴う支払額	―	△83
法人税等の支払額	△171	△41
営業活動によるキャッシュ・フロー	227	1,473
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△85	△85
定期預金の払戻による収入	153	75
有形固定資産の取得による支出	△316	△638
有形固定資産の売却による収入	16	184
投資有価証券の取得による支出	△3	△3
投資有価証券の売却による収入	28	―
関係会社株式の売却による収入	1,116	―
事業譲渡による収入	45	―
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△239	―
その他	△18	△55
投資活動によるキャッシュ・フロー	696	△521

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△104	2,236
長期借入れによる収入	257	118
長期借入金の返済による支出	△753	△2,665
社債の償還による支出	△50	―
株式交付費の支払額	―	△141
少数株主への配当金の支払額	△11	△8
その他	△31	△26
財務活動によるキャッシュ・フロー	△693	△487
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8	19
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	223	484
現金及び現金同等物の期首残高	2,883	4,064
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,106	※ 4,548

【会計方針の変更】

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第１四半期連結会計期間より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当第２四半期連結累計期間の損益に及ぼす影響は軽微であります。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

１　受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成24年９月30日）
受取手形割引高	20百万円	21百万円
受取手形裏書譲渡高	28	28

２　手形債権流動化に伴う遡及義務額

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成24年９月30日）
手形債権流動化に伴う遡及義務額	36百万円	－百万円

※３　たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成24年９月30日）
商品及び製品	562百万円	643百万円
仕掛品	392	479
原材料及び貯蔵品	715	855

（四半期連結損益計算書関係）

※１ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
給与諸手当福利費	519百万円	487百万円

※２ 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
機械装置及び運搬具	2百万円	3百万円
工具、器具及び備品	－	0
土地	－	108
その他	－	9
	2	122

※３ 保険金収入

タイ子会社の洪水被害に対する保険金請求額のうち当第２四半期連結累計期間に受取額が確定した部分を計上しております。

※４ 災害による損失

タイ子会社の洪水被害に伴うものであり、復旧費用であります。

※５ 事業構造改革費用の内訳は次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
特別退職金等	－百万円	14百万円
たな卸資産評価損	112	－
減損損失	36	－
	148	14

※６ 関係会社株式売却損は栄星電線工業股? 有限公司株式の売却に伴うものであり、以下の２項目の合計金額を計上したものであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
売却価額と持分額との差額	35百万円	－百万円
同社株式売却に伴う為替換算調整勘定取崩損失	△536	－
	△500	－

※７ 過年度法人税等

当社と連結子会社である東特（浙江）有限公司との取引に関して、中国税務当局より移転価格税制に基づく更正処分の通知を受ける見込みとなったことから見積計上したものであります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
現金及び預金勘定	3,327百万円	4,774百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△220	△225
現金及び現金同等物	3,106	4,548

（株主資本等関係）

Ⅰ 前第２四半期連結累計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

Ⅱ 当第２四半期連結累計期間（自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日）

１.配当に関する事項

該当事項はありません。

２.株主資本の金額の著しい変動

平成24年６月27日開催の定時株主総会決議に基づき、資本準備金1,023百万円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともにその他資本剰余金のうち3,172百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補を行いました。

この結果、当第２四半期連結累計期間において資本剰余金が3,172百万円減少し、利益剰余金が3,172百万円増加しました。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ 前第２四半期連結累計期間（自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	光・電線・デバイス	情報機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,929	2,381	12,310	490	12,801
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,495	2,459	4,955	145	5,101
計	12,424	4,841	17,265	636	17,902
セグメント損失（△）	△82	△32	△114	△8	△122

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業及びサービス業務受託事業等を含んでおります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	△114
「その他」の区分の利益	△8
セグメント間取引消去	3
全社費用（注）	△84
四半期連結損益計算書の営業損失（△）	△204

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

（単位：百万円）

	光・電線・デバイス	情報機器	その他	全社・消去	合計
減損損失	36	―	7	―	43

Ⅱ 当第２四半期連結累計期間（自平成24年４月１日 至平成24年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	光・電線・デバイス	情報機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,342	2,429	9,772	474	10,246
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,355	2,544	4,900	83	4,983
計	9,698	4,973	14,672	558	15,230
セグメント利益又は損失（△）	352	△13	339	7	346

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業及びサービス業務受託事業等を含んでおります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	339
「その他」の区分の利益	7
セグメント間取引消去	2
全社費用（注）	△94
四半期連結損益計算書の営業利益	255

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
(1) １株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）	△25円07銭	5円64銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（百万円）	△1,106	383
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（百万円）	△1,106	383
普通株式の期中平均株式数（株）	44,142,281	67,933,637
(2)潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	―	4円41銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	18,877,551
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	

（注）前第２半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、１株当たり四半期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

Belton Storage Solution Limitedとの契約について

当社は、平成24年８月31日開催の取締役会において、当社ハードディスクドライブ用コイル加工品事業（以下「本事業」）を平成24年11月１日を分割期日とした会社分割（簡易新設分割）（以下、「本分割」）により、新たに設立する新設合同会社ベルトン・トウトク・テクノロジー（以下「BTT」）へ承継することを決議いたしました。

また、同取締役会において、Belton Storage Solution Limited（以下「Belton」）、Beltonの完全子会社であるBELTONTOTOKU Technology Limited（以下「BVI」）及びBVIの完全子会社であるBELTONTOTOKU Technology（HK） Limited（以下「HK Co」）との３社間で締結したContribution Agreementに基づき、平成24年11月１日において新設会社BTTの持分及び当社の子会社であるTotoku Philippines, Inc.（以下「TTP」）の株式の全てをBVIの指名を受けたHK Coに譲渡し、その対価としてBVIから新たな株式の発行を受けるとともに、当社とBeltonとの間でJoint Venture Deedを締結することを併せて決議いたしました。

本事業の事業環境の変化は激しく、業界再編は急速に進展しておりハードディスクドライブメーカー同様にハードディスクドライブ用コイル加工品メーカーも寡占化が進んでおり、その環境変化に対応するため、BTTの設立とBeltonとのJoint Venture Deedを締結し、当社がBVIへ出資（出資比率39%）することによってBeltonと当社が共同で本事業の運営を行うことによるものです。当社は本事業の運営に当面関与しますが、３年後を予定としてBVI株式の全てをBeltonに売却して事業運営をBeltonへ全面移管することを予定しております。

なお、実施する会社分割及び株式交換の概要は以下のとおりです。

１．会社分割について

（1）分割する事業内容、規模

事業内容：ハードディスクドライブ用コイル加工品事業

事業規模：当第２四半期累計期間に係る売上高 822百万円

（2）分割の形態（法的形式）

当社を分割会社とし、BTTを新設分割設立会社とする分社型の新設分割です。なお、本新設分割は会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の決議を得ずに行っております。

（3）承継会社名称、資産負債額、従業員数等（平成24年10月31日現在）

名称：合同会社ベルトン・トウトク・テクノロジー

資産、負債の額：資産３百万円 負債132百万円

従業員数：19名

（4）分割の時期

平成24年11月１日

（5）BTTの概要

代 表 者	**東京特殊電線株式会社**
所 在 地	**新潟県柏崎市藤井西沖1287-2**
資 本 金	**０百万円（平成24年11月１日現在）**
事業内容	**ハードディスクドライブ用アクチュエーターブロックアッセンブリーの開発・販売**

２．株式交換について

(1) 交換の内容等

Belton、BVI及びHK Coとの間で締結したContribution Agreementに基づき、平成24年11月１日において、BVIから新たな株式の発行を受け、BTTの持分及びTTPの株式の全てをBVIの指名を受けたHK Coに譲渡いたしました。

(2) 交換相手方の名称と概要

Beltonの概要

名称	Belton Storage Solution Limited
所在地	P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
代表者の役職・氏名	取締役 Chan Ho Yin, Howard
事業内容	投資会社
設立年月日	平成21年11月17日
大株主及び持株比率	Belton Technology Holdings (BVI) Limited 100%

BVIの概要

名称	BELTONTOTOKU Technology Limited
所在地	P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
代表者の役職・氏名	取締役 Chan Ho Yin, Howard
事業内容	投資事業
資本金	1,000(米)ドル
設立年月日	平成24年７月10日
出資比率	Belton 100%

HK Coの概要

名称	BELTONTOTOKU Technology (HK) Limited
所在地	Units 4-6, 12th Floor, Block B, Vigor Industrial Building, 14-20 Cheung tat Road, Tsing Yi, New Territories, Hong Kong
代表者の役職・氏名	取締役 Chan Ho Yin, Howard
事業内容	投資事業
資本金	１(香港)ドル
設立年月日	平成24年７月10日
出資比率	BELTONTOTOKU Technology Limited 100%

(3) 交換の条件及び交換後の持分比率等

当社所有のBTT持分（保有割合100%）とTTP株式（保有割合100%）のすべてをHK Coに譲渡し、その対価としてBVI株式を譲受け、交換後はBVI株式の39%を当社保有することとなります。これにより、連結子会社であるBTT及びTTPが持分法適用関連会社となるとともに、BVIとHK Coが新たに持分法適用関連会社となります。

なお、BTTの持分及びTTPの株式の対価となるBVIの株式は、１株当たり1,000（米）ドルで8,335株譲り受けます。

(4) 持分変動損益の概算額

連結子会社であったBTT及びTTPにかかる持分変動損益が当第３四半期連結会計期間において発生する見込でありますが、損益に及ぼす影響は軽微であります。

(5) セグメント情報の開示において連結子会社から持分法適用関連会社となる２社が含まれていた区分の名称、及び当該２社の当第２四半期連結累計期間における損益の概算額

光・電線・デバイス事業
売上高：1,095百万円
営業利益： 38百万円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

東京特殊電線株式会社
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋 山　賢 一　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村 山　孝　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京特殊電線株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成24年７月１日から平成24年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社の平成24年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。